

第2号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年2月21日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

公益的法人等へ派遣する職員に係る給与に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項」の次に「、第6条第2項」を加える。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に派遣職員に支給された給与は、改正後の条例の規定により支給されたものとみなす。